

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年（2024年）4月15日付け令6教職第43号で行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 公文書の開示請求（添付書類は省略）**

審査請求人は、令和6年3月28日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「別添のとおり、同法施行後の前年度及び本年度において文部科学省に報告済みの文書すべて（メモ含む）」に係る公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

**2 実施機関の処分**

本件請求に対し、請求のあった公文書は、保有していないことを理由として、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**3 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年7月15日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

**1 審査請求の趣旨**

本件処分の取消を求めるといふものである。

**2 審査請求の理由（添付書類は省略）**

(省略)

**3 実施機関の理由説明に対する意見**

(省略)

**第4 実施機関の説明要旨（弁明書より抜粋）**

(省略)

**第5 審査会の判断**

**1 本件処分の妥当性について**

本審査請求では、本件請求の対象となる公文書を保有していないことを理由として、

実施機関が本件処分を行ったことの妥当性が争点となっていることから、この点について検討する。

請求書に添付された文書は、県教育委員会が作成したものではないことから、開示請求のあった件に関する公文書を作成しておらず、公文書は存在しない、との実施機関の説明は、特段不自然、不合理とは言えず首肯できる。

また、審査請求人は、実施機関が嘘を言っているなどと主張しているだけであり、本件請求の対象となる公文書を実施機関が保有していることを推認できる根拠を示していない。

## 2 その他

審査請求人は種々申し立てているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和 6年 9月 3日	実施機関から諮問を受けた。
令和 7年 12月 12日	事案の審議を行った。
令和 8年 2月 19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第一部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名	備 考
通 山 和 史	弁護士	部会長
古 林 照 己	公認会計士	
服 部 麻理子	獨協大学教授	部会長職務代理者

（令和8年2月19日現在）